

感染対策指針

社会福祉法人 陽光

(主旨)

第1条 施設内感染対策に関する基本的な考え方

- 法人理念に基づき、利用者様および施設職員に、適切かつ安全で質の高い介護を提供するため、施設において食中毒や感染症が発生またはまん延しないように、必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症対策指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

施設内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息をはかっていきます。

(委員会組織について)

第2条 感染対策委員会に関する基本方針

当施設の感染対策に関する施設内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど施設内感染対策活動の中核的な役割を担うために、施設内の組織横断的な「感染症対策委員会」を設置する。

(1) 感染対策委員会は、施設内感染症対策委員会は各部署 1名 以上の幅広い職種により構成する。感染症対策委員会の委員長は、施設長が指名し、また、各職種の役割を下記の通りとする。

- 1、施設長・・・感染症発生防止のための総括管理、委員会総括責任者
- 2、事務・・・施設内の環境整備、備品の整備
- 3、介護職員・・・環境整備、利用者個々の心身の状態把握
- 4、看護職員・・・感染対策担当者、医師、協力病院との連携、処置への対応
- 5、ケアマネージャー・・・家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告
- 6、その他、施設長が任命するもの

(2) 感染対策委員会の開催

委員会は概ね 2 ヶ月に 1 回開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催し、次に掲げる事

項について審議する。

- 1、施設内感染の発生を未然に防止する予防対策に関する事。
- 2、施設内感染が発生した場合における緊急対策に関する事。
- 3、施設内感染に関連し、職員の健康管理に関する事。
(職員の健康管理に関しては、衛生委員会と連携して行うこととする)
- 4、施設内における環境整備 (月 1 回以上のチェック、結果の報告と、現場へのフィードバック)
- 5、施設内感染およびその予防のためのマニュアルの作成と見直しを行う。
- 6、施設内感染防止のための職員の教育。勉強会の企画 (教育委員会に調整を依頼)
- 7、その他必要と認められる事項

(職員研修について)

第3条 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

感染防止対策の基本的考え方及び、具体的対策について全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。

研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

- ① 定期的な研修（年 2 回以上）を実施する
- ② 新規採用時に必ず感染対策研修を実施する
- ③ 必要に応じて、個別、部署別に開催する
- ④ 感染対策を目的とした各種講習会等の開催情報を周知し、参加希望者の参加を支援する。
- ⑤ 研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録・保存する。

（平常時の対応）

第 4 条 施設内感染症対策マニュアル及び感染症予防マニュアル

別紙、施設内感染症対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など、感染対策に常に努める。

感染症対策マニュアル及び感染症予防マニュアルは各職場共通のものとして整備し、関係職員に周知徹底し、必要に応じて見直すものとする。

（発生時の対応）

第 4 条 感染症発生時の対応に関する基本方針

施設内感染とは、施設内で入所されている入所者及び短期入所で入所されている利用者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。施設に勤務する職員が、施設内で感染する場合も含まれる。

施設内感染を防止するために、周辺地域の感染状況を把握し、アウトブレイクを一早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。

施設内感染発生時は、委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行う。その内容については、施設長に報告し、感染対策委員会においても報告する。

また、全職員に対して、当該感染症に関する知識、対応などについて周知徹底を行う。

（閲覧）

第 6 条 利用者、その家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者及び利用者家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページに公表し、いつでも利用者及び利用者家族等が閲覧できるようにする。

（その他）

第 7 条 その他、感染防止対策推進の為に必要な基本方針

感染対策マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

（附則）

- 1 本指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。